

昭和二十五年十二月八日受領  
答 弁 第 五 一 号

(質問の 五一)

内閣衆質第五一号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国からのトラクター発注に関し日本政府の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国からのトラクター発注に関し日本政府の対策に

関する質問に対する答弁書

今夏中共から農業用トラクターに対する引合があり、八月頃日本側の業者との間に三二馬力トラクター一〇〇台の仮契約が成立した。本件は米とのバーターによるものであり、未だ信用状も開設しておらず正式契約の運びに至っていない。

トラクターは六五馬力未満のものは政府の許可を要せず、支拂条件その他で許可を要しない限り自由に輸出することができることになっているため、政府はすべての契約を事前に承知する立場にない。従つて右の外すでに輸出契約の成立したものがあるか、否かは現在のところ不明である。

米軍戦車の生産と中国向トラクターの生産との比較については不明である。

右答弁する。